

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定

（スーパー定期）

自動継続自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）は、預金共通規定および本規定により取扱いします。当組合は、お客さまから当組合所定のこの預金の申込書の提出を受け、当組合がこれを承諾したときに、この預金に係る契約が成立するものとします。

1.（自動継続）

- （1）この預金は、証書または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- （2）この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- （3）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2.（証券類の受入れ）

- （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- （2）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書式の場合は証書と引換えに、通帳式の場合は当該受入れの記載を取消したうえで、当組合で返却します。

3.（利息）

- （1）この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、3.（1）および（2）において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書または通帳記載の利率（継続後の預金については前記1.（2）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後および3年後の応当日を満期日としたこの預金（以下それぞれ「自由金利型2年定期預金（M型）」、「自由金利型3年定期預金（M型）」）の利息の支払いは次によります。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書または通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、自由金利型2年定期預金（M型）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。
 - ② 自由金利型3年定期預金（M型）を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記①にかかわらず、約定日数および約定利率によって6か月複利の方法によって計算し、満期日に支払います。
 - ③ 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。
- （2）この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ① 自由金利型2年定期預金（M型）および自由金利型3年定期預金（M型）以外のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続します。
 - ② 自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息については、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
 - A 預金口座に振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。
 - B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当組合所定の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。
 - ③ 自由金利型3年定期預金（M型）の中間払利息は中間利払日に指定口座へ入金し、満期払利息および自由金利型3年定期預金（M型）を複利型とした場合の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、元金に組入れて自由金利型3年定期預金（M型）に継続します。
- （3）継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除く。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- （4）この預金を後記11.（1）により満期日前に解約する場合および後記11.（3）または（4）により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じ。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と

の差額を清算します。

- | | |
|-------------|----------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| ③ 1年以上3年未満 | 約定利率×70% |

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4.（中間利息定期預金）

- (1) 中間利息定期預金の利息については、前記3.の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。
 - ① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。
 - ③ 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときも前記②と同様とします。

5.（届出事項の変更、証書・通帳の再発行等）

- (1) 証書・通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。
- (2) 前記（1）の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当組合に過失がある場合を除き、当組合は責任を負いません。
- (3) 証書を失った場合は再発行しません。
- (4) 証書・通帳または印章を失った場合のこの預金の元金金の支払いまたは通帳の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6.（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記（1）および（2）と同様に当組合に届出てください。
- (4) 前記（1）から（3）までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当組合に届出てください。
- (5) 前記（1）から（4）までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

7.（印鑑照合等）

払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、預金者は、盗取された証書または通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、後記8.により補てんを請求することができます。

8.（盗難証書・通帳による払戻し等）

- (1) 盗取された証書・通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下「当該払戻し」といいます。）については、次の①から③のすべてに該当する場合、預金者は当組合に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 証書・通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること
 - ② 当組合の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前記（1）の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前記（1）にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前記（1）から（2）の規定は、前記（1）にかかる当組合への通知が、この証書・通帳が盗取された日（証書・通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書・通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

（４）前記（２）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんしません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 ア、当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 イ、預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人または家事使用人によって行われたこと
 ウ、預金者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 証書・通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと
 （５）当組合が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、前記（１）にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

（６）当組合が前記（２）の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

（７）当組合が前記（２）の規定により補てんを行ったときは、当組合は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書・通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

9.（譲渡、質入れ等の禁止）

（１）この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利および証書・通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

（２）当組合がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

10.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、後記11.（３）のいずれにも該当しない場合に利用することができ、その一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

11.（解約、書替継続等）

（１）この預金は、当組合がやむを得ない認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

（２）この預金を解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。

（３）次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかににかかわらず、当組合が解約等の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が前記9.（１）に違反した場合

③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

（４）前記（３）のほか、次の①から③までの一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

ア、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

イ、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

ウ、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

エ、暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

オ、役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合

ア、暴力的な要求行為

イ、法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為

才、その他前各号に準ずる行為

- (5) この預金が、当組合が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (6) 前記(3)から(5)までによりこの預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

12.（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着したときまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

13.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

- (1) この預金は、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、後記(2)から(5)までの定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳に届出の印章により記名押印して、直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合にはその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前記①の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当します。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14.（取引の制限等）

- (1) 当組合は、預金者の情報および取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、解約等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 前記(1)の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、解約等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が経過した場合、預入、解約等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (4) 前記(1)から(3)に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

15.（規定の変更）

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定にもとづき変更するものとします。
- (2) 前記(1)によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 前記(2)による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

（2022年4月1日）